

平成 26 年度
小野クリーンセンター
ごみ処理施設使用基準

小野加東加西環境施設事務組合

小野クリーンセンターごみ処理施設使用基準

この基準は当組合の「ごみ処理施設及び管理に関する条例」並びに「同施行規則」に基づくごみ処理の利用及び搬入受入に関する統一した施設使用基準を下記のとおり定めごみ処理施設の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする

1. 施設搬入に関する基本的事項

- ① 産業廃棄物の搬入は認めない
- ② 事業所からの直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者により搬入できるごみは一般廃棄物のみとする
- ③ 小野市、加東市旧社町区域、旧東条町区域及び加西市（以下「構成区域」という。）以外のごみの搬入は認めない
- ④ 施設使用基準を著しく逸脱した場合は当該車両の搬入を一定期間制限する
- ⑤ 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項及び同法施行令第1条に定める機器の搬入は認めない
【テレビ（ブラウン管テレビ、薄型テレビ）、エアコン（室外機含）、洗濯機、冷蔵庫、電気冷凍庫等、衣類乾燥機】
- ⑥ 資源有効利用促進法に基づく対象機器の搬入は認めない
【デスクトップPC、ノートPC、CTRディスプレイ、液晶ディスプレイ等】

2. 一般廃棄物で施設に搬入できるごみの区分

(1) 可燃ごみ（ごみピットに投入可能なもの）

- ① 塵芥類
- ② 紙くず、布類、木くず類（30 cm以下）で再生できないもの
- ③ プラスチック類、ゴム類、皮革類で目安として30 cm以下のもの
 - ・ ごみ袋の大きさ…必ず45ℓ容量以下の袋に入れること
 - ・ ごみ袋の色…無色・半透明の袋で搬入すること

(2) 可燃性粗大ごみ（前処理を要するもの）

- ① 「木くず受入基準」に適合するもの
- ② 木製家具類、寝具類、畳、ふすま等
- ③ 羽根布団、羽毛布団は他の寝具類と分離して専用のカゴに入れること
- ④ スプリング入マットレス（ベッド用）は布部分と金属部分を分離して搬入しスプリングは係員が指定する場所に降ろすこと
- ⑤ ごみピットに投入できない大型プラスチック類等

(3) 粗大ごみ（破砕処理施設で処理するもの）

①家電類 電子レンジ、ステレオ、こたつ、炊飯器、ラジカセ、掃除機等

※コードや電池類は取り除いておくこと

②金属類 家電以外の家庭用粗大ごみ類で燃料類は取り除いてあること

(4) ペット用小動物（犬、猫等の死体）

①受付場所 計量で小動物の死体と申請してください。

②受付不可日 第2、第4土曜日、日曜日、年末年始

③処理手数料 1頭当り 1,000円

家庭用ペットの場合は涌水苑【Tel0794 - 67 - 0164】でも受付しています。

3. 施設に受入できないごみの区分

(1) 不燃物類 ビン類、セトモノ類、ガラス類、ブロック、コンクリート、瓦レンガ、灰、残土、壁土、スレート、FRP 素材、乾電池、蛍光灯、電球等

(2) 建設廃材、木の幹等で破砕作業に支障をきたす恐れのあるもの

(3) 当施設内で分別することが不可能な混合状態のごみ類

(4) 事業活動に伴って生じる廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず類等

(5) その他（よく問い合わせのあるもの）

タイヤ、消火器、プロパンガスボンベ、ガス抜きされていないスプレー缶、
単車及び自動車（部品類含 バッテリー、マフラー、バンパー、シート類等）
業務用 OA 機器類、業務用クーラー類、業務用冷蔵庫、業務用大型陳列台等、
農機具類（トラクタ、田植機、コンバイン、バインダー等組合が処理不可と
判断するもの）※農業用廃プラ類は JA の回収日を利用するよう依頼する
塗料、塗料入缶類、廃油類、アルミ粉、ケンマ粉、火薬、農薬、薬品、
ボーリングボール、パレット（木製含む）、特別管理産業廃棄物、し尿、汚泥、
その他組合が処理できないと判断するもの

4. 資源化物として搬入するもの（可燃ごみに混入しないこと）

(1) PET ボトル PET 1 のみキャップ・ラベル取り除く、洗浄する、つぶさない

(2) 古紙類 ①ダンボール類②新聞紙類（チラシ含む）③雑誌・※^{ざつがみるい}雑紙類

5. 受付日時

- (1) 平 日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (2) 土曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分（第 2、第 4 土曜日は除く）
- (3) 祝祭日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分

6. 休日

- (1) 第 2、第 4 土曜日、日曜日
- (2) 年末年始 ※ただし、管理者が認めた場合は搬入を許可する

7. 手数料の徴収

(1) 処理手数料（全量有料）

- ① 家庭系ごみ… 90 円/10kg
- ② 事業系ごみ… 130 円/10kg

※事業系一般廃棄物限定

(2) 一般搬入についてはその都度、施設（計量室）において徴収する

(3) **一般廃棄物収集運搬許可業者は、当組合の指定金融機関である「みなと銀行」に1ヶ月分取りまとめて、口座振替によりごみ処理手数料を支払うこととする。**

8. その他

(1) 組合が許可した車両以外での搬入は認めない（許可業者関係）

※車両変更（増車、廃車等）する場合は変更届出書を提出すること

(2) 計量員、現場係員の指示に従いごみを搬入すること

(3) 施設内は火気厳禁（禁煙）とする

(4) 汚水やごみをプラットホームや道路等に散乱させないこと

※汚水やごみを散乱させた場合は直ちに清掃すること

(5) 可燃ごみ投入手順

- ① 扉操作は必ず降車して行い素手操作により行う
- ② ごみ投入の際はごみクレーンの位置を目視で安全を確認する
- ③ 収集車を移動させ安全を再確認する
- ④ 転落防止のため投入口付近のステップには乗らないこと
- ⑤ プラットホームを清掃し必ず扉を閉めてから車を発進させる

(6) 選定枝類等の粗大ごみは原則として平ボディタイプの車両で搬入する。

パッカー車両等による搬入は禁止する。

(7) リサイクルセンター（ストックヤード内）では係員の指示に従い品目ごとに区分してごみを降ろすこと

※場内でのパンク等の事故については当組合では一切責任を持ちませんので搬入者が各自注意をすること

- (8) 洗車場使用については以下のことを遵守すること
- ① 使用時間は搬入受付時間内で終了すること
 - ② 洗車場使用後は必ず清掃すること
 - ③ 洗車は汚れたごみタンク内の洗浄だけとし速やかに行うこと
 - ④ 洗車場周辺での車両乾燥目的のダンピングは禁止する（汚水流出防止）
- (9) 場内では徐行運転し計量台乗車前には必ず一旦停止すること
- (10) 搬入者の起因による器物損壊等は原因者負担とする
- (11) 組合が必要と認める場合は出所証明書を添付させる

特別管理一般廃棄物受入基準

1. 趣旨

この受入基準は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、構成区域から発生する感染性一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）の適正処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 搬入方法等

小野クリーンセンター(以下「施設」という。)で処理する特別管理一般廃棄物は構成区域の医療機関等から生ずる一般廃棄物に限り自己搬入又は当施設の一般廃棄物搬入許可証取得業者で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の3（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）の条件に適する者に限る。

3. 受入日及び搬入時間

(1)受入日時 火曜日 午前8時30分～午後4時00分

※火曜日が祝祭日の場合は午前11時30分まで

(2)受入できない日 火曜日以外の日、年末年始（12月29日～1月3日）

施設の管理上受入不可能な日

4. 搬入容器等

(1)収納容器には橙色のバイオハザードマークを付け感染性一般廃棄物のみが収納されていることを明記すること

(2)容器は当施設が指定するものとし、搬入者が指定の投入口へ直接投入する

※搬入指定場所（ごみホッパ投入口）は毎回必ず係員に確認すること

5. 搬入量

(1)感染性一般廃棄物搬入量は1つの医療機関に対し日量100kg以下とする

(2)必要事項を記入した感染性一般廃棄物申込書を計量員に提出する

6. その他

(1)施設内では係員の指示に従うこと

(2)この受入基準以外の必要な事項はごみ処理施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則を準用する

感染性一般廃棄物搬入申込書

平成 年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合

管理者 小野市長 殿

医療機関名 住 所
氏 名

印

区 分	排出事業者	収集運搬業者
住 所		
氏 名		印
電話番号		
容器数	個	
搬入量	kg	
搬入内訳 ※搬入物の 番号に○印 を付けてく ださい	①血液が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯) ②手術等に伴って発生した臓器や組織等 ③実験、検査等に使用した培地・実験動物の死体等 ④上記①～③以外の感染性一般廃棄物 ※④の場合は具体的に種類を記入すること	

<注意事項>

- ① 収集運搬を委託する場合は収集運搬委託業者欄も記入すること
- ② 感染性産業廃棄物を混入しないこと
- ③ 搬入量は排出者が測定し 10kg 単位で記入すること
- ④ 特別管理一般廃棄物受入基準を遵守すること

家庭から排出される医療廃棄物の取り扱いについて

家庭から排出される医療廃棄物（感染性廃棄物）については原則として病院や薬局等の医療機関へ引き渡すよう指導を行う

<理由>

安全で適切な廃棄物処理が出来るため住民に説明し協力を依頼すること

※医療機関等への引き渡しがどうしても不可能な場合は小野クリーンセンターへ電話連絡してください

<注意事項>

- ・ 感染性廃棄物のごみステーションへの排出は禁止する
- ・ 感染性の有無が確認できない場合は医師に判断してもらうよう指示する
- ・ 注射針はクリーンセンターでは原則として受け入れない
- ・ 組合が処理できないと判断する感染性廃棄物は受け入れない

木くず類・草類受入基準

この受入基準は構成区域から一時多量に発生する木くず類、草類の適正処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

1. 木くず類

(1)種類 選定枝、竹、日曜大工の木切れなど

(2)制限量 軽トラック 2 台分程度/ 1 日

(3)搬入方法

- ① ごみ袋に入れて搬入するのが望ましい→(可燃ごみピットへ投入)
- ② ごみ袋による搬入が不可能な木くず類は可能な限り短く切断すること
- ③ 長さ 100 cm、厚み幅 10 cm以上の木くずは受け入れない
- ④ 搬入時に内容物が確認できる車両で持ち込むこととする

(4)前処理が必要な木くず類

- ① 釘等が付着している木くずは搬入前に取り除いておくこと
- ② 選定枝は枝打ちがしてあること
- ③ その他処理が困難とみなされる木くず類は搬入量を制限する

2. 草類

(1)制限量 軽トラック 2 台分程度/ 1 日

(2)搬入方法

- ① 草は乾燥した状態で土を取り除いてあること
- ② 一時多量搬入の場合は搬入日時等を組合が指定する
- ③ その他処理が困難とみなされる草類は搬入量を制限する

3. その他

- ・建設業に関わるごみ及び産業廃棄物は受け入れない
- ・パッカー車両による搬入は、原則として禁止する。
- ・事業系一般廃棄物に該当する木くず、草類であっても当施設で適正な処理が出来ない種類及び搬入量と判断した場合は受け入れない
- ・公共施設（学校、公園等）から一時多量に発生する木くず類、草類は計画的に搬入すること
- ・天災、火災等の場合は状況に応じて判断する（罹災ごみ取扱注意事項参照）
- ・その他処理が困難とみなされる廃棄物は状況に応じて判断する

罹災ごみ取扱注意事項

処理方法が廃棄物により異なるため火災や天災等による罹災ごみの搬入については下記の注意事項を遵守して搬入してください。

記

1. 罹災ごみは罹災証明の棟から発生した範囲のごみとします
2. 火災によるごみは完全に消化された状態のものに限ります
3. 市が証明する罹災証明書を必ず提出してください。
4. ごみを搬入する前に必ず小野クリーンセンターに連絡し説明を受けてください
5. 原則として申請者（家族又は親族含む）が搬入するものに限ります。
6. 搬入に際しての注意事項
 - (1)木材、木片梁、竹等
 - ・ 12 cm（4 寸角）角柱以下×100 cm以内の長さのもので金属類を取り除き柱とその他の木材とを区分して搬入してください
 - ・ 木片の梁は長さ 100 cm以内に切断して搬入してください
 - (2)家財等

処理方法が廃棄物により違い荷降ろしの場所が異なるので積込時に【①～⑩】の分類ごとに可能な範囲で区分して搬入してください

【①木製家具類②木製建具③畳④プラスチック家具⑤塩ビ管等廃プラ類】

※建具や戸等のガラス部分は取り除いた状態で搬入してください

【⑥マットレス・応接セット⑦座椅子】

【⑧金属建具・金属家具類】

【⑨電化製品※テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、乾燥機、パソコン除く】

【⑩ふとん等の寝具類、衣類等】
 - (3)金属類
 - ①ブリキ、トタン類は家財等とは分けてください
 - ②鉄骨造の鉄骨、鉄筋等の廃材については処理が出来ないためスクラップ回収業者等に処理を依頼してください

7. 受付日時

- (1) 平 日 午前8時30分～午後4時30分
- (2) 土曜日 午前8時30分～午前11時30分（第2、第4土曜日は除く）
- (3) 祝祭日 午前8時30分～午前11時30分

※受付終了時間30分前には搬入するようお願いします！

8. 休日

- (1) 第2、第4土曜日、日曜日
- (2) 年末年始 ※ただし、管理者が認めた場合は搬入を許可する

9. 施設に受入できないごみの種類

- (1) 不燃物類 ビン類、セトモノ類、ガラス類、ブロック、コンクリート、瓦レンガ、灰、残土、壁土、スレート、FRP 素材、乾電池、蛍光灯、電球等
- (2) 当施設で分別することが不可能な混合状態のごみ類
- (3) その他

タイヤ、消火器、プロパンガスボンベ、ガス抜きされていないスプレー缶、
単車及び自動車（部品類含 バッテリー、マフラー、バンパー、シート類等）

業務用OA 機器類、業務用クーラー類、業務用冷蔵庫、業務用大型陳列台等、

農機具類（トラクタ、田植機、コンバイン、バインダー等組合が処理不可と判断するもの）※農業用廃プラ類はJAの回収日を利用するよう依頼する

塗料、塗料入缶類、廃油類、アルミ粉、ケンマ粉、火薬、農薬、薬品、

ボーリングボール、特別管理産業廃棄物、し尿、汚泥その他組合が処理できないと判断するもの

※上記以外の廃棄物で処理困難物については事前に小野クリーンセンターにお問い合わせください

10. その他の注意事項

- ・ 申請者は連絡先を組合に報告するようお願いいたします
- ・ 解体業者等による搬入の場合は申請者が必ず同乗してください
- ・ 罹災による木材以外の産業廃棄物類は搬入受付できません

<問い合わせ先>

小野クリーンセンター総務課

住所 小野市天神町 538 番地の 1

Tel 0794-62-6250 FAX 0794-63-4820